

第 7 2 号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又
は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用されている職員」
を「第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号
において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第 2
号中「地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定
する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」
に改め、同項第 3 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第
4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（ 4 ） 足立区職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第
1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）
を延長された管理監督職を占める職員

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法
律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しく

は第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。